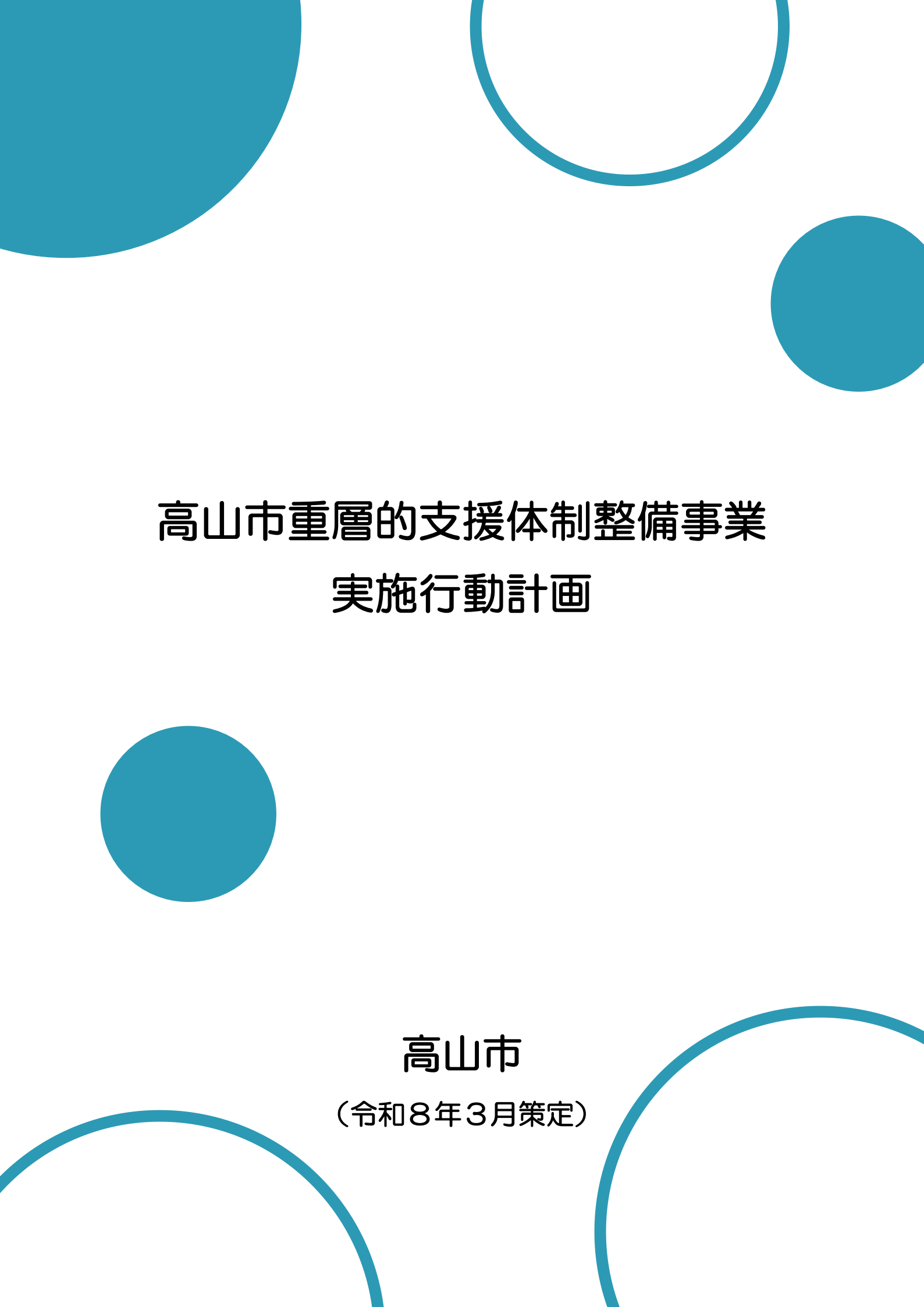


The background of the page is white, decorated with several teal-colored geometric shapes. In the top-left corner, there is a large solid teal circle. In the top-right, there is a teal arc of a large circle. Further down on the right, there is a smaller solid teal circle. On the left side, there is another solid teal circle. At the bottom, there are two large teal arcs, one on the left and one on the right, suggesting large circles partially cut off by the page edges.

高山市重層的支援体制整備事業 実施行動計画

高山市
(令和8年3月策定)

目 次

第1章 重層的支援体制整備事業の実施について.....	1
1. 重層的支援体制整備事業の概要.....	1
2. 重層的支援体制整備事業の枠組み.....	2
3. 本市における重層的支援体制整備が必要な背景.....	3
4. 重層的支援体制整備事業の実施における効果.....	3
第2章 計画の策定について.....	4
1. 計画の位置付け.....	4
2. 計画の期間.....	4
3. 重層的支援体制整備事業実施のプロセス.....	5
第3章 重層的支援体制整備事業の実施体制について.....	6
1. 重層的支援体制整備事業において実施する事業.....	6
(1) 包括的相談支援事業.....	6
(2) 参加支援事業.....	9
(3) 地域づくり事業.....	9
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業.....	11
(5) 多機関協働事業.....	11
高山市重層的支援体制整備事業の支援フロー図.....	13
2. 支援会議・重層的支援会議.....	14
3. 重層的支援体制整備事業の実施目標・評価指標.....	17
4. 計画の見直しと管理体制.....	18

第1章 重層的支援体制整備事業の実施について

1. 重層的支援体制整備事業の概要

近年、少子高齢化や核家族・単身世帯の増加など世帯構造の変化、ライフスタイルの多様化などにより、家族内での支え合いが困難になってきています。また、地域社会の高齢化や新型コロナウイルス感染症などの影響による生活環境の変化など、社会的なつながりの希薄化により、血縁や地縁など共同体の支援や助け合いの体制も弱まっています。加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれています。

このような中で、8050問題やヤングケアラー、介護と育児のダブルケア、ひきこもりなど、地域住民が抱える生活課題は複雑化・複合化しており、高齢・障がい・こども・生活困窮といった分野別の支援体制では、制度の狭間にある人、社会的孤立により支援につなげることができない人などへの対応が困難になっている現状があります。

そこで国は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の整備を各市町村において行うことを努力義務として定め、支援体制の整備を進める一つの手段として「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

本市では、令和7年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業を開始し、令和8年度から本格実施します。

■包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）と重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）の位置付け



「地域共生社会」の実現を目指して、包括的な支援体制の整備を進めるための手段として「重層的支援体制整備事業」を創設

2. 重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した生活課題（※）に対応する包括的な支援体制を整備するため、①「包括的相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、これらを一層効果的・円滑に実施するために、④「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、⑤「多機関協働による支援」を新たな機能として相談支援を強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施します。

本事業は、高齢・障がい・こども・生活困窮などの分野や属性を問わず、各分野における困りごとや地域社会からの孤立などの生活課題を抱えるすべての地域住民や世帯を支援対象としています。

■支援の柱

①包括的相談支援	本人・世帯の属性や相談内容などにかかわらず、相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える生活課題の解決に向けて支援を行う。
②参加支援	本人・世帯の状態に合わせ、既存の支援制度では対応が困難なニーズに対し、地域の社会資源を活かしながら、就労支援、居住支援など社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や活躍の機会、居場所の整備などを行う。また、必要な地域資源の開発やネットワーク構築など、地域における支え合いの基盤整備を行う。

一体的に実施

■強化する機能

④アウトリーチ等を通じた継続的支援	必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、継続的に寄り添いながら、本人との信頼関係の構築やつながりづくりを行う。
⑤多機関協働による支援	調整業務を行う機関を整備し、単独の支援関係機関では対応が難しい相談に対し、支援を困難にしている要因の把握、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理、進捗状況の管理など、支援全体の調整を行う。

※複雑化・複合化した生活課題とは

- ・本人やその世帯が、日常生活を営む上で、本人の望む生活を実現するために解決しなければならない具体的な困りごとやニーズを複数同時に抱え、それらが相互に絡み合って解決を困難にしている状況を指します。

具体例：8050問題、ヤングケアラー、介護と育児のダブルケア、ひきこもり、生活困窮、社会的孤立など

3. 本市における重層的支援体制整備が必要な背景

これまで本市では、平成27年4月に「高山市福祉サービス総合相談支援センター」を設置して以降、事業拡充などを通じ、高齢・障がい・こども・生活困窮など複数分野にまたがる支援ニーズに対し、各分野間の連携により対応してきました。

しかし本市においても、複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯が増加し、どの分野の支援制度にも当てはまらない「制度の狭間」の問題も深刻化してきています。

そのため、適切な支援が行き届かず、個々のニーズに応じたサポートが困難な状況になっているケースもあります。

こうした状況を解決するためには、行政が積極的に参画し、分野を超えて支援関係機関や地域との間で情報共有を行い、統一した支援の方向性を定め、伴走的に支援していくことが重要です。より横断的・包括的な連携を強化し、切れ目のない支援を行う体制を構築する必要があります。

そこで本市では、支援関係機関や地域の既存の取組を活かしながら、包括的な支援体制の構築を目指し、令和8年度から「重層的支援体制整備事業」を開始します。これにより、既存制度の縦割りによる「支援のしづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を抱える地域住民の生活を支援します。

4. 重層的支援体制整備事業の実施における効果

重層的支援体制整備事業の実施により、次のとおりメリットが期待されます。

市民・地域

重層的支援体制整備事業により、包括的な支援体制が強化されることで、複数の分野にまたがる生活課題を抱える世帯であっても、相談内容に応じて窓口を探し回る必要がなくなり、適切な支援や制度に円滑につながることが可能となります。

また、地域住民にとって顕在化していない生活課題にも支援が届くことによって、安心してよりよい生活を送れるようにすることが期待されます。

支援関係機関

支援関係機関が世帯の抱える生活課題のすべてを単独で抱え込む必要がなくなります。多機関協働により、各分野が専門性を発揮しながら役割分担を行うことで、支援者の負担が軽減され、地域全体で重層的に支える体制の構築が可能となります。

行政

生活課題の状況が悪化・深刻化すると、多大な社会的コストを要することとなります。早期のアウトリーチや参加支援を通じて、本人と社会とのつながりを再構築し、速やかに生活課題への対応を図ることで、状況の悪化を未然に防ぐことが可能となります。たとえ直ちに解決に至らないケースであっても、深刻化を食い止めることは、地域社会の安定と行政運営の両面において大きなメリットとなります。また、制度の縦割りを解消し、多機関協働による効率的な支援体制を構築することで、限りある人的資源を有効に活用することができるようになります。

第2章 計画の策定について

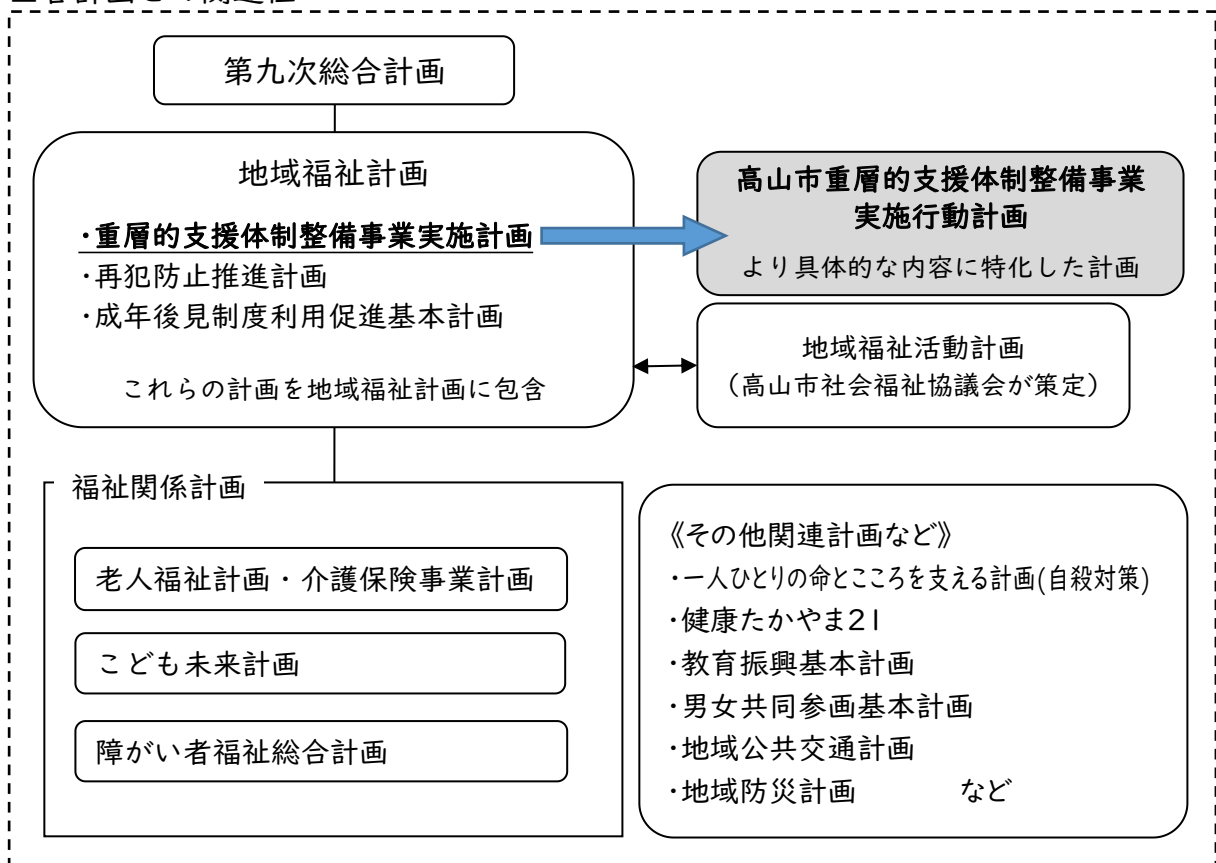
1. 計画の位置付け

本計画は、令和7年3月に策定した「第5期高山市地域福祉計画」に内包する「重層的支援体制整備事業実施計画」を補完する行動計画として位置付けています。

また、社会福祉法第106条の5の規定に基づいて策定するもので、事業の実施にあたり、より具体的な内容に特化した計画としています。

なお、本計画は、「第5期高山市地域福祉計画」の基本理念、基本目標を共有し、また、高齢者福祉、障がい者福祉、こども家庭福祉、その他の福祉各分野の計画における包括的支援体制の整備に関する事項について、それぞれの計画の施策の方向性に基づき、調和のとれた取組を進めます。

■各計画との関連性



2. 計画の期間

本計画の期間は、「第5期高山市地域福祉計画（重層的支援体制整備事業実施計画）」と計画終期を合わせ、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

3. 重層的支援体制整備事業実施のプロセス

「第5期高山市地域福祉計画（重層的支援体制整備事業実施計画）」の策定過程において、次の取組を実施し、本市における重層的支援体制整備事業実施の必要性を確認するとともに、事業実施に向けた合意を得ています。

（1）高山市地域福祉計画市民推進委員会

市長から委嘱された学識経験者や地域住民代表、関係団体の代表者など20名で組織する委員会を3回開催し、地域福祉計画の内容とともに、重層的支援体制整備事業についても審議を行いました。

（2）各地域との意見交換

令和6年度に、計画策定に向けた市民のみなさまからの意見聴取や、地域ごとの具体的な課題把握、解決のための取組の一つとして、市内10カ所で意見交換会を開催しました。

（3）市民ワーキンググループ会議

市民との協働で計画策定をすすめるため、メンバーを公募し、市民ワーキンググループを組織しました。

会議を3回開催し、地域の現状の確認、計画策定に向けて地域住民の取組内容の検討などを行いました。

（4）パブリックコメントの実施

市民参加によるまちづくりを一層すすめるため、計画の骨子についてパブリックコメントを実施しました。

第3章 重層的支援体制整備事業の実施体制について

1. 重層的支援体制整備事業において実施する事業

(1) 包括的相談支援事業 【法第106条の4第2項第1号】（既存の体制を活用）

本市では、平成27年4月に福祉サービス総合相談支援センターを設置し、福祉に関する包括的な相談体制を整備してきました。（統合型）

本事業では、これまでの相談支援体制を活かし、福祉サービス総合相談支援センター及びこども家庭センターにて、相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える生活課題の解きほぐしや整理を行った上で、利用可能な福祉サービスなどの情報提供などを行います。

受け止めた相談のうち、当該相談支援機関のみでは解決が難しい場合には、適切な支援関係機関などと連携しながら支援を行います。また、複雑化・複合化した生活課題により、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な場合には、多機関協働事業につないで支援を行います。

■実施体制

実施する事業	実施体制	
地域包括支援センターの運営 〔第1号のイ〕	【支援対象者】	高齢者及びその家族など
	【実施主体】	◆高山市地域包括支援センター （高山市総合相談支援センター内） 委託：1箇所（市内全域） （社会福祉法人高山市社会福祉協議会） ◆高山市地域包括支援センターブランチ 委託：9箇所（各支所地域） （社会福祉法人高山市社会福祉協議会）
	【業務内容】	高齢者などの福祉や介護・保健・医療などに関する総合相談窓口として、地域の保健医療の向上や福祉の増進の包括的支援を行います。
	【所管課】	高年介護課
相談支援事業 〔第1号のロ〕	【支援対象者】	障がいのある方及びその家族など
	【実施主体】	◆高山市障がい者基幹相談支援センター （高山市総合相談支援センター内） 委託：1箇所（市内全域） （社会福祉法人高山市社会福祉協議会） ◆委託相談支援事業所：3箇所（市内全域） ・ひだ障がい者総合支援センターぷりずむ （社会福祉法人飛騨慈光会）

		・地域活動支援センターやまびこ （特定医療法人 生仁会） ・高山市障がい者生活支援センター （一般財団法人高山市福祉サービス公社）		
	【業務内容】	障がい者及びその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。		
	【所管課】	福祉課		
利用者支援事業 〔第Ⅰ号のハ〕		基本型	こども家庭 センター型	妊婦等包括相 談支援事業型
	【支援対象者】	全ての妊産婦及びこども並びにその家庭など		
	【実施主体】	◆高山市子育て支援センター （岡本保育園内） 直営：Ⅰ箇所 （市内全域）	◆こども家庭センター 直営：Ⅰ箇所 （市内全域）	
	【業務内容】	教育・保育施設や子育て支援事業などの情報提供、妊産婦やこども家庭への相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図り、状況に応じた適切なサービス利用を包括的に支援します。		
	【所管課】	こども政策課	こども家庭センター	
自立相談支援事業 〔第Ⅰ号のニ〕	【支援対象者】	現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方及びその家族など		
	【実施主体】	◆生活困窮者自立相談支援 （高山市総合相談支援センター内） 委託：Ⅰ箇所（市内全域） （社会福祉法人高山市社会福祉協議会）		
	【業務内容】	生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講じることにより、生活困窮者の自立促進の支援を行います。 ※自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計改善支援事業		
	【所管課】	福祉課		

本市では、上記の国が求める包括的相談支援事業のほか、福祉サービス総合相談支援センター内に次の体制を整備しています。

■実施体制

実施する事業	実施体制	
総合的な市民生活の相談	【支援対象者】	全市民
	【実施主体】	◆なんでも相談 委託：1箇所（市内全域） （社会福祉法人高山市社会福祉協議会）
	【業務内容】	市民のさまざまな相談に対する初期相談に応じ、必要な支援につなぎます。 ※生活保護被保護者に対する就労相談支援を含む
	【所管課】	福祉課
成年後見制度に関する相談	【支援対象者】	認知症、知的障がい、精神障がいにより判断能力に不安がある方及びその家族など
	【実施主体】	◆高山市成年後見支援センター 委託：1箇所（市内全域） （社会福祉法人高山市社会福祉協議会）
	【業務内容】	成年後見制度に関する相談に応じ、申立て手続きのサポートを行います。また制度の普及啓発などを行います。
	【所管課】	高年介護課・福祉課
在宅医療と介護の連携に関する相談	【支援対象者】	在宅医療を望む方やその家族など
	【実施主体】	◆高山市在宅医療サポートセンター 委託：1箇所（市内全域） （社会福祉法人高山市社会福祉協議会）
	【業務内容】	地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行います。
	【所管課】	高年介護課

（２）参加支援事業

【法第１０６条の４第２項第２号】（新規）

参加支援事業は、既存の制度では対応できないニーズに対し、本人やその世帯の生活課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートとマッチングを行います。また、新たな社会資源への働きかけや、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯のニーズや状態に合った支援メニューを作成します。

マッチング後も継続的なフォローアップを行い、本人やその世帯と社会とが継続してつながるための支援を行います。社会資源には、企業での職場体験や地域活動への参加、居場所の活用などを想定しています。

なお、支援にあたっては、重層的支援会議を開催して支援プランを作成します。

■実施体制

実施する事業	実施方法	箇所数	実施体制	所管課
【新規】 参加支援事業 【第２号】	委託	１	高山市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを１名配置 (社会福祉法人高山市社会福祉協議会)	福祉課

（３）地域づくり事業

【法第１０６条の４第２項第３号】（既存の体制を活用）

地域づくり事業は、高齢・障がい・こども・生活困窮の各分野で行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施し、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備、まちづくり協議会などの地域住民組織や個別の活動をつなぐコーディネート、様々な分野の関係者が集い関係性を深めるための場（プラットフォーム）を設定することなどにより、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

■実施体制

実施する事業	実施体制	
地域介護予防活動支援事業 【第３号のイ】	【支援対象者】	高齢者など
	【実施主体】	◆よって館 委託：３箇所 (社会福祉法人高山市社会福祉協議会)
	【業務内容】	空き店舗を活用し、健康教室の実施や高齢者の主体的な介護予防の取組を推進するための支援を行います。また、世代を超えた地域交流の場として提供します。
	【所管課】	高年介護課
生活支援体制整備事業 【第３号のロ】	【支援対象者】	高齢者をはじめとした全市民
	【実施主体】	◆生活支援コーディネーター及び協議体 第１層コーディネーター（市内全域）：１名配置

		第2層コーディネーター（高山地域及び支所地域） ：10名配置 委託（社会福祉法人高山市社会福祉協議会）	
	【業務内容】	第1層及び第2層コーディネーターを配置し、多様な主体による生活支援サービスの充実に向け、ボランティアなどの育成、地域資源の開発や発掘、ネットワーク化などを図り、地域の支え合いの体制づくりを推進します。	
	【所管課】	高年介護課	
地域活動支援センター事業 [第3号のハ]	【支援対象者】	市内に居住する障がいのある方	
	【実施主体】	◆地域活動支援センターやまびこ（I型） 委託：1箇所 （特定医療法人 生仁会）	
	【業務内容】	地域で生活する障がいのある方に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進を図るなど、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援を行います。また、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発を行います。	
	【所管課】	福祉課	
地域子育て支援拠点事業 [第3号のニ]	【支援対象者】	子育て中の親子	
	【実施主体】	◆高山市子育て支援センター （岡本保育園内） 直営：1箇所	◆つどいの広場 委託：2箇所 ・こどもひろば （まちひとぶら座かんかこかん） ・ひだっこランド （NPO法人飛騨高山わらべうたの会）
	【業務内容】	乳幼児や保護者がふれあい、仲間づくりや交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。	
	【所管課】	こども政策課	
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	【支援対象者】	全市民	
	【実施主体】	◆福祉課 直営：1箇所	
	【業務内容】	実態把握を通じて地域の福祉ニーズを明確化し、効果的な支援体制の構築に向けた基盤を整備します。	
	【所管課】	福祉課	

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【法第106条の4第2項第4号】 (新規)

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、生活課題を抱えながらも必要な支援が届いていない人や支援につながりにくい人を対象に、地域や支援関係機関、住民とのつながりや情報提供を起点に、訪問などを通じて継続的に関わりながら信頼関係を構築し、包括的な支援につなげます。

支援につながった後も、社会的な孤立を防止するため、関係機関と連携した継続的な伴走支援を実施し、社会との再接続に向けた中長期的なサポートを行います。

なお、支援にあたっては、支援会議または重層的支援会議を開催して支援プランを策定します。

■実施体制

実施する事業	実施方法	箇所数	実施体制	所管課
【新規】 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 [第4号]	委託	10	[高山地域] 総合相談支援センター内に地域福祉コーディネーターを1名配置 (社会福祉法人高山市社会福祉協議会) [支所地域] 社会福祉協議会の各支部に地域福祉コーディネーターを1名配置(計9名) (社会福祉法人高山市社会福祉協議会)	福祉課

(5) 多機関協働事業 【法第106条の4第2項第5号及び第6号】 (新規)

多機関協働事業は、(1) 包括的相談支援事業で受け止めた生活課題のうち、8050問題のような複数の分野にまたがり、かつ、支援関係機関による連携のみでは対応が難しい複雑化・複合化した問題のあるケース(困難事例)を対象とします。

生活課題を解きほぐし、支援会議などを通じて、役割分担や支援の方向性の整理、支援プランの作成といった一連の調整を行うことにより、支援関係機関の円滑な連携を推進し、包括的な支援体制の構築を図ります。

主に支援者の抱え込みや孤立などを防止するための「支援者を支援する」役割を担い、行政による後方支援体制を構築します。

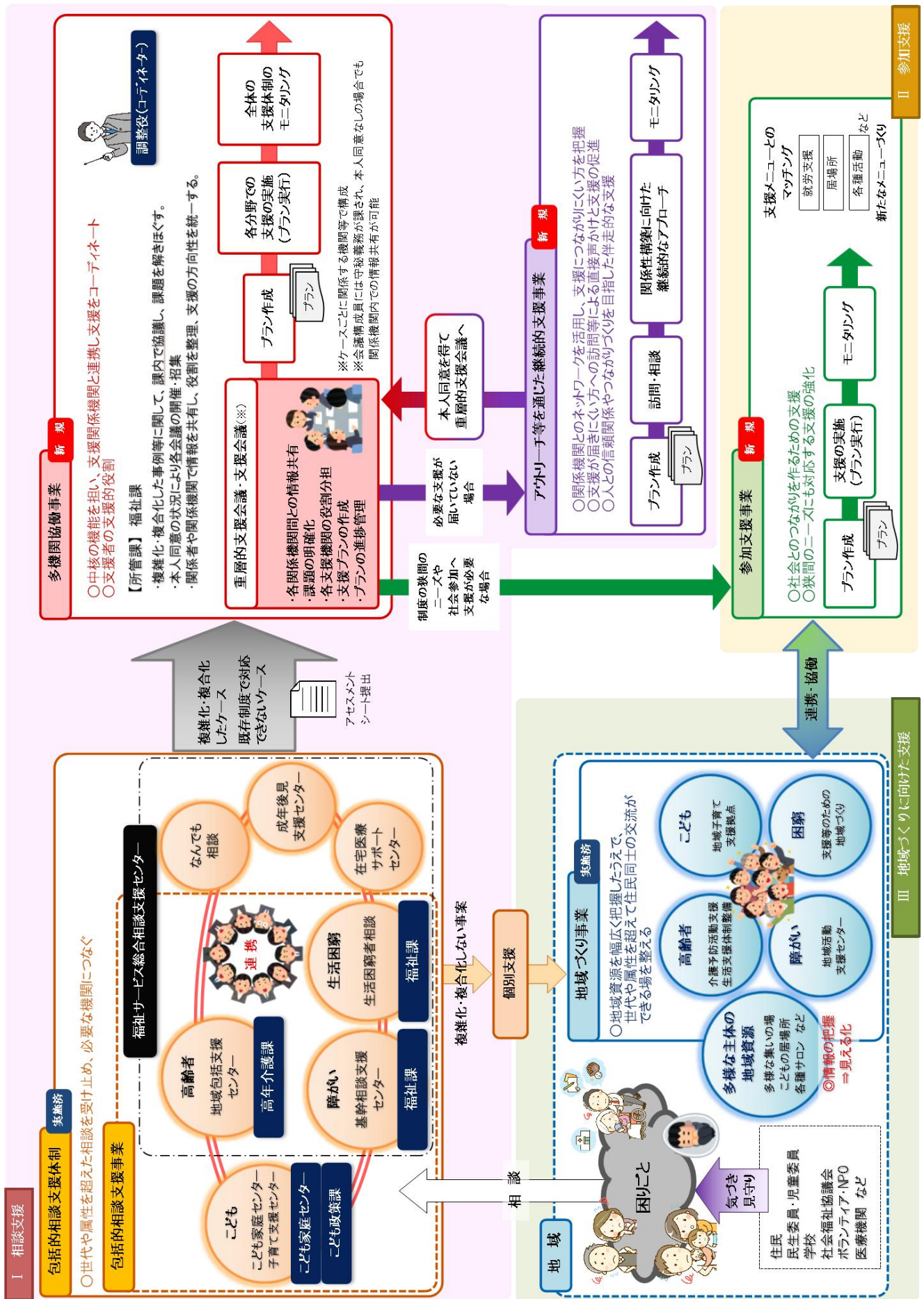
■実施体制

実施する事業	実施方法	箇所数	実施体制	所管課
【新規】 多機関協働事業 [第5号]	直営	1	高山市福祉課に重層的支援体制コーディネーター(市職員)を配置	福祉課

【新規】 支援プラン作成 [第6号]	委託	1	総合相談支援センター内に地域福祉 コーディネーターを1名配置 (社会福祉法人高山市社会福祉協議会)	福祉課
--------------------------	----	---	---	-----

※高山地域のアウトリーチ等を通じた継続的支援担当者と支援プラン作成者は兼務します。

高山市重層的支援体制整備事業の支援窓口—図—



2. 支援会議・重層的支援会議

本市では、重層的支援体制整備事業を円滑に実施するため、「支援会議」及び「重層的支援会議」を設置するとともに、福祉課主催により以下のとおり開催します。

なお、定期開催や随時開催を組み合わせるなど、支援関係機関や担当課からの相談に柔軟に対応するほか、同様の機能を持つ各分野の既存会議との併催や統合など、効果的・効率的な運営について検討を進めます。

名称	支援会議	重層的支援会議
1. 位置付け	社会福祉法第106条の6に基づき開催する会議 構成員に守秘義務を課すことで、本人同意が得られていない段階でも、潜在的な課題を抱える事案の早期発見と支援への接続を可能にする。	本人同意に基づき開催する会議 包括的相談支援事業やアウトリーチ等事業などで把握した対象者のうち、個人情報の共有に同意が得られている事例を扱い、具体的な支援を決定・評価する。
2. 会議内容	①気になる事例（※1）の情報提供を受け、関係機関による情報共有を行う。 ②事案に対する初期の支援方針を決定し、関係機関との役割分担の共有を行う。 ③生命の危険等、緊急性が高い事案への迅速な介入・対応について検討する。	①多機関協働、アウトリーチ等、参加支援の各事業における支援プランについて、構成員の合議のもとで適切性を判断・評価する。 （詳細は次掲の表のとおり） ②個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として、新たな社会資源の開発などに向けた取組を検討する。
3. 構 成 員	行政機関：福祉課、高年介護課、こども政策課、こども家庭センター、 税務・住宅・水道などの関係課 相談機関：社会福祉協議会（福祉サービス総合相談支援センター、 各事業担当など）、相談支援事業所など 専門機関：医療機関、警察、学校、ハローワークなど 地域機関：福祉サービス事業者、民生委員・児童委員など 関係する機関を幅広く想定し、案件ごとに構成メンバーを選定・変更する。	
4. 守秘義務	会議の出席者は、会議で知り得たすべての事項（地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものも含む。）について守秘義務がある。（※2）	会議の出席者は、会議で知り得たすべての事項（地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものも含む。）について守秘義務がある。
5. そ の 他	要保護児童等対策地域協議会や地域ケア会議などで、個別支援を検討する際、参加者が重複する場合には、必要に応じて本事業の「支援会議」または「重層的支援会議」として位置付けるものとする。	

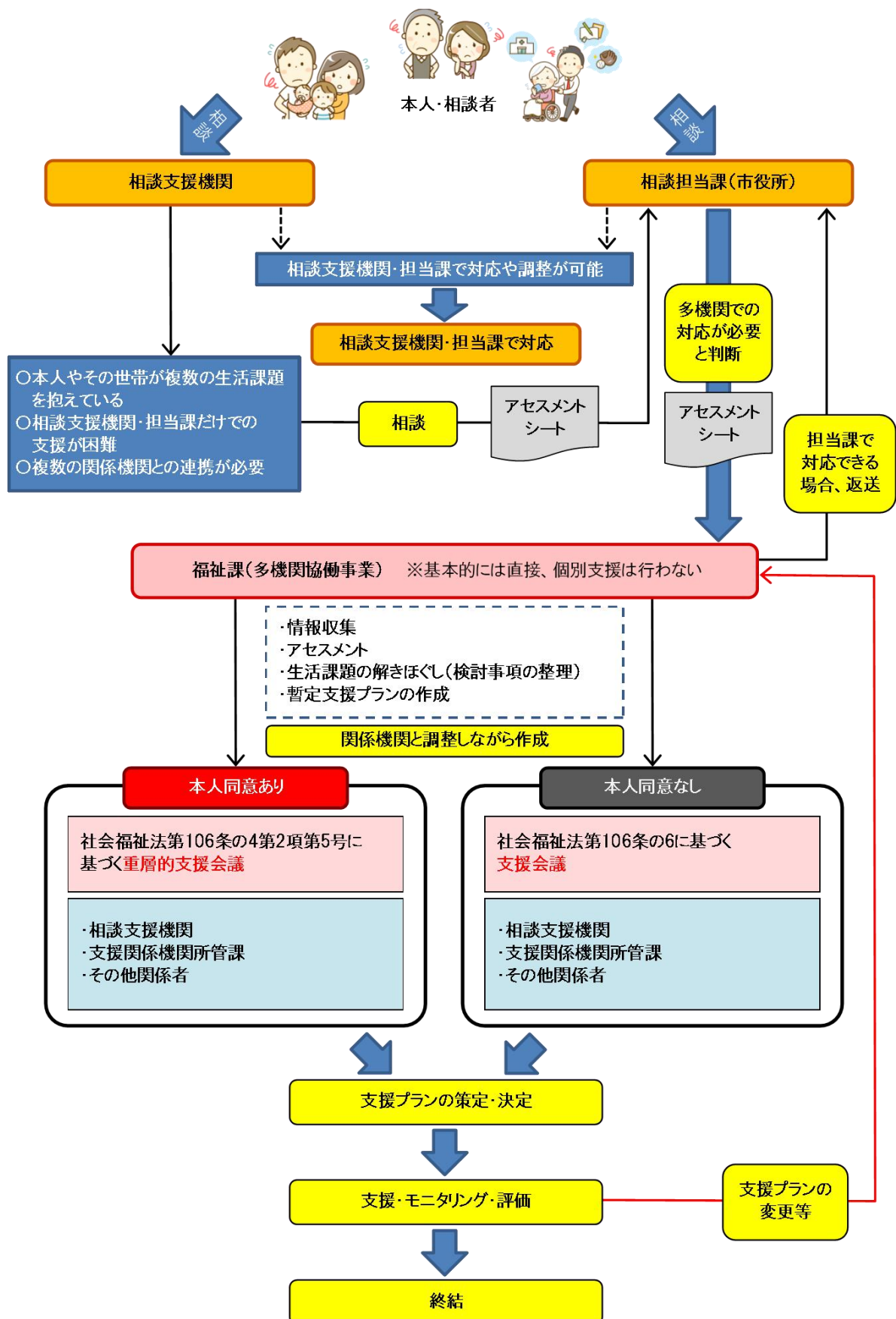
※１：「自ら支援を求めることが困難な人」や「支援が必要な状況にあるにも関わらず既存の支援が届いていない人」などを指す。

※２：支援会議においては、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２２条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられているため、税務職員が有する納税者などの情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことについて留意が必要である。

■重層的支援会議の開催時期と主な検討事項

開催時期	主な検討事項
①プラン策定時	・ アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容 ・ 各関係機関の役割分担の確認 ・ モニタリングの時期の検討など
②プラン変更時	・ 本人の状況変化の確認、評価 ・ 現行プランの評価 ・ プラン変更内容の確認（プラン策定時の内容と同様）
③支援終結を判断する時	・ 本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況などの確認 ・ 支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
④支援中断を決定する時	・ 本人との連絡が完全に取れなくなった場合などにおける支援中断の決定

■包括的相談支援事業にかかる相談支援の流れ



3. 重層的支援体制整備事業の実施目標・評価指標

重層的支援体制整備事業の実施にあたり、以下の評価指標（KPI）及び実績により、進捗状況を確認します。

■（１）包括的相談支援事業～（５）多機関協働事業において共通する評価指標（KPI）

指 標	現状値（R6）	目標値（R11）
『現在あなたはどの程度しあわせですか。「とてもしあわせ」を１０点、「とても不幸」を０点とすると、何点くらいになると感じますか』の平均値	6.8点	↗
『今から５年後、あなたはどの程度しあわせだと思えますか。「とてもしあわせ」を１０点、「とても不幸」を０点とすると、何点くらいになると感じますか』の平均値	6.0点	↗
「生きがいや喜びを持って、自分らしく生活できる環境が整っている」と感じている市民の割合	49.1%	↗
「地域で支え合い、安心して暮らせる環境が整っている」と感じている市民の割合	53.8%	↗
「障がい者が必要な支援を受け、自立して暮らせる環境が整っている」と感じている市民の割合	44.8%	↗
「高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境が整っている」と感じている市民の割合	44.8%	↗
「こどもが健やかに育つ環境が整っている」と感じている市民の割合	68.9%	↗
「主体的な健康づくりや病気の予防に取り組む環境が整っている」と感じている市民の割合	53.8%	↗
「学校・家庭・地域が連携した児童生徒の教育環境が整っている」と感じている市民の割合	61.4%	↗
「多様な主体（市民、町内会、地域内団体、学校、事業者、行政等）が協働してまちづくりに取り組んでいる」と感じている市民の割合	52.9%	↗

■（２）参加支援事業の評価指標（KPI）

指 標	現状値（R6）	目標値（R11）
参加支援事業におけるプラン作成件数	0 件	3 件

■（４）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の評価指標（KPI）

指 標	現状値（R6）	目標値（R11）
アウトリーチ等を通じた継続的支援を行っている件数	0 件	5 件

■（５）多機関協働事業の評価指標（KPI）

指 標	現状値（R6）	目標値（R11）
包括的相談支援事業と連携した多機関協働事業における相談受付件数	0 件	10件

4. 計画の見直しと管理体制

毎年度、重層的支援推進会議において、実績などを勘案し、重層的支援体制整備事業に関する課題を整理し、具体的な取組などを検討したうえで、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、本計画は、第5期高山市地域福祉計画と一体的に実施するため、地域福祉計画の進捗状況を評価する「高山市地域福祉計画市民推進委員会」と庁内の「高山市地域福祉計画推進庁内委員会」において、PDCAサイクルに基づいて、進捗状況や方向性を確認・評価し、計画を推進します。

■重層的支援推進会議

庁内関係機関と社会福祉協議会が参加する会議で年1回以上開催します。

各事業の実施状況などの確認及び評価と実施方法などの見直しについて協議を行い、支援関係機関の連携を図り、円滑に事業を実施します。

高山市重層的支援体制整備事業 実施行動計画

令和8年3月発行

発行 高山市市民福祉部福祉課
岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
TEL 0577-32-3333（代）
E-mail fukushi@city.takayama.lg.jp